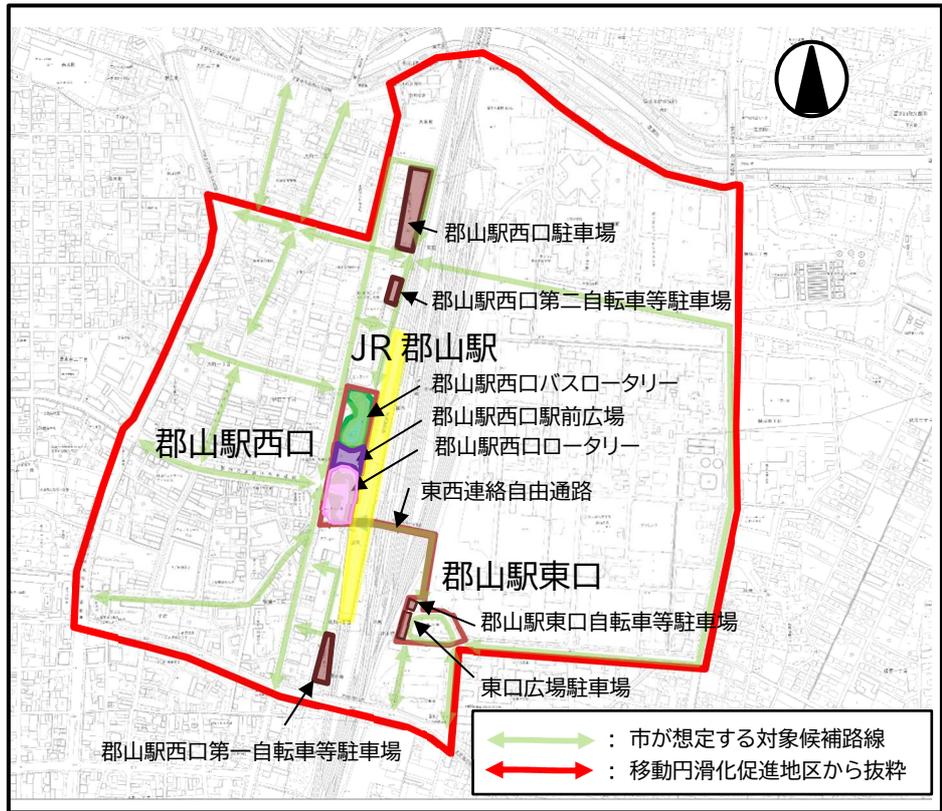


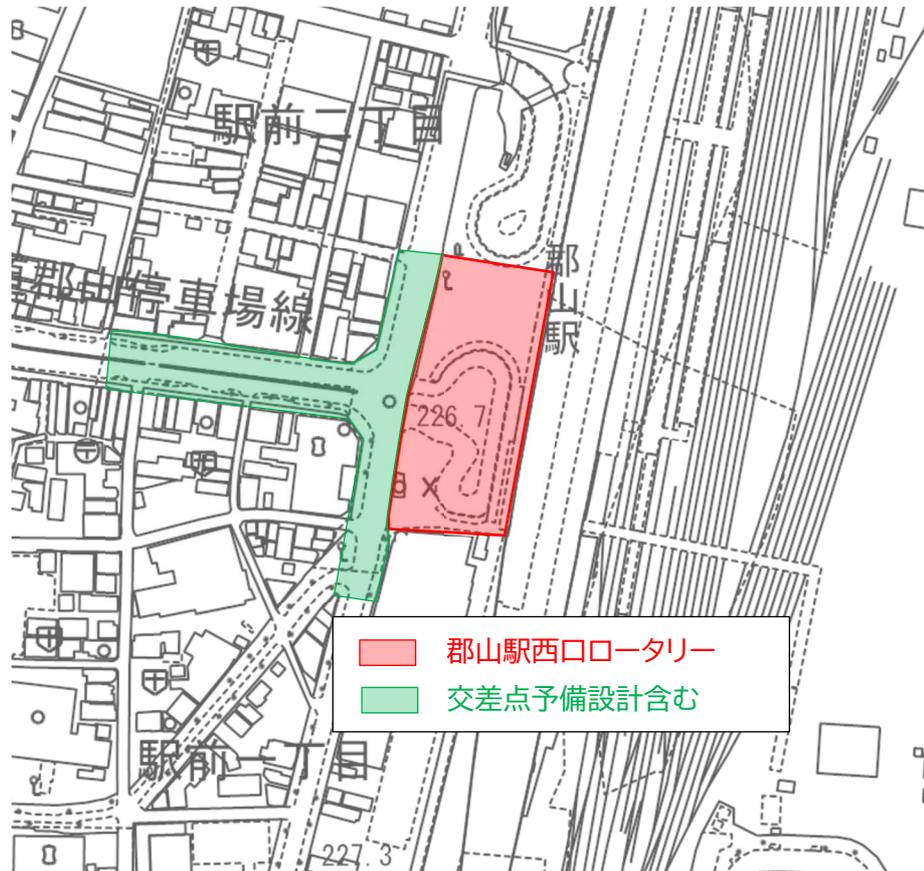
| 郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託 特記仕様書 | |
|--------------------------|--|
| 項 目 | 内 容 |
| 第1章 総則 (適用範囲) 第1-1 | <p>郡山駅駅前広場基本計画策定等業務委託施行に当たっては、本特記仕様書及び以下に基づき実施するものとする。</p> <p>(1) 共通仕様書 業務委託編(Ⅰ・Ⅱ)福島県土木部)</p> <p>(2) 駅まちデザインの手引き(駅まちデザイン検討会)</p> <p>(3) 道路構造令</p> <p>(4) 平面交差の計画と設計(応用編、基礎編)(一般社団法人交通工学研究会)</p> <p>(5) 駅前広場計画指針(公益財団法人日本交通計画協会)</p> <p>(6) 立体横断技術基準・同解説(社団法人日本道路協会)</p> <p>(7) 駐車場設計施工指針・同解説(社団法人日本道路協会)</p> <p>(8) 交通調査実務の手引き(一般社団法人交通工学研究会)</p> <p>(9) 道路の移動円滑化整備ガイドライン(財団法人国土技術研究センター)</p> <p>(10) 設計業務等標準積算基準(福島県土木部)</p> <p>(11) 鉄道土木の計画・調査・設計積算の手引き(一般社団法人建設コンサルタンツ協会)</p> <p>上記について最新のものを適用すること。上記によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特記仕様書によるものとする。なお、監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、特記仕様書に含む。</p> |
| (業務の目的) 第1-2条 | <p>福島県における重要な交通結節点である郡山駅前の渋滞緩和を目的とし、市民が安全に利用しやすい郡山駅西口ロータリー改修の基本設計を行う。また、駅まち空間の利便性、快適性、安全性、地域性の高い、ゆとりある空間づくりを目的とし関係者が連携して作成するビジョン・計画・それに伴う整備・維持管理を検討するため基本構想を策定する。</p> |

(場所及び業務)
第1-3条

(1) 駅まちデザイン基本構想策定 110ha



(2) 駅前広場基本設計(郡山駅西口ロータリー)



| | |
|-----------------------------|--|
| <p>(業務責任者の選任) 第1-5条</p> | <p>(3)交通量調査 必要箇所について提案すること。</p> <p>(4)交通量予測 必要箇所について提案すること。</p> <p>(5)社会実験 第3章第3-6条参照のこと。</p> <p>受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うため、業務全体を総合的に指揮する業務責任者を選任し、発注者にその氏名を書面又は電子媒体により通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。</p> |
| <p>(配置技術者) 第1-6条</p> | <p>受注者は業務実施に際し、本業務の主旨を十分理解し豊富な知見を持った者を配置技術者として選任すること。なお、各配置技術者は下記条件を満たす者でなければならない。</p> <p>1.管理技術者</p> <p>(1)過去10年以内に中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務、または基本設計業務の履行実績を有する者。</p> <p>(2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、または技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、またはRCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格</p> <p>2.照査技術者</p> <p>(1)過去10年以内に中核市以上の都市に所在する新幹線発着駅の駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務、または基本設計業務の履行実績を有する者。</p> <p>(2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、または技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、またはRCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格</p> <p>(3)一級建築士の資格を有する者。</p> <p>3.担当技術者(駅まちデザイン基本構想策定)</p> <p>(1)過去10年以内に駅前広場改修に係る基本構想策定業務、基本計画策定業務の実績を有する者。</p> <p>(2)技術士 建設部門(都市および地方計画)の資格を有する者。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>第 2 章 作業条件 (作業条件) 第2-1 条</p> | <p>4.担当技術者(西口駅前広場基本設計) (1)過去 10 年以内に駅前広場改修に係る基本設計業務の実績を有する者。 (2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、または技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、またはRCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格</p> <p>5.担当技術者(交通量調査、交通量予測、社会実験等) (1)過去 10 年以内に駅前広場改修に係る交通課題解決のための社会実験、および交通量調査業務の実績を有する者。 (2)技術士(建設部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、または技術士(総合技術監理部門 選択科目:都市及び地方計画または道路)、またはRCCM(道路または都市計画及び地方計画)の資格</p> <p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。 (1)作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督員及び監督員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。 (2)本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。 (3)現地調査を行う時期及び施設内へ立入る日程等、詳細については監督員と打合せた後、実施するものとする。</p> |
| <p>第 3 章 業務内容 第3-1 条 (駅まちデザイン基本構想策定)</p> | <p>個別業務については以下に記載する。</p> <p>3-1.駅まちデザイン基本構想策定業務</p> <p>3-1-1.要旨 駅や駅前広場と一体的に、周辺市街地との関係も踏まえ、必要な機能の配置の検討を行い、次年度の基本計画策定に向けた基本的なデザイン方針を検討する。 ※詳細は駅まちデザインの手引きを参照し、本市における理想像を検討すること。</p> <p>3-1-2.市で想定する検討対象(第1章第1-3条参照) ○郡山駅西口ロータリー改修だけで渋滞緩和できない場合の補完する施設等 ○その他駅まち空間の構成に必要な施設等</p> <p>3-1-3.業務内容 駅まちデザインの手引きを参照し、本市において最も有効となる業務提案を提案すること。</p> |

| | |
|--------------------------------|---|
| <p>第 3-2 条 (駅前広場基本設計)</p> | <p>3-1-4.成果物 交通対策案の検討を踏まえ、具体的な方策を示すグランドデザインを作成し、目指すべき駅まち空間の姿の実現に向けた対策案をハード・ソフトの両面から検討し、とりまとめること。なお、理想像のイメージパースを 1 案作成すること。</p> <p>3-2.駅前広場基本設計</p> <p>3-2-1.要旨 郡山駅西口ロータリーについて、渋滞緩和を目的とし、郡山駅西口駅前広場の基本設計を行うものとする。</p> <p>3-2-2.検討対象 第1章第1-3 条を参照すること。</p> <p>3-2-3.業務内容 内容については共通仕様書等に基づき、本市において最も有効となる業務を提案すること。</p> |
| <p>第 3-3 条 (平面交差点予備設計)</p> | <p>3-3.平面交差点予備設計</p> <p>3-3-1.要旨 平面交差点予備設計は、選定した交通対策案での交差点形状を決定することを目的とする。</p> <p>3-3-2.検討対象 第1章第1-3 条を参照すること。</p> <p>3-3-3.業務内容 内容については共通仕様書等に基づき、本市において最も有効となる業務を提案すること。</p> |
| <p>第 3-4 条 (交通量調査)</p> | <p>3-4.交通量調査</p> <p>3-4-1.要旨 郡山駅西口ロータリーの渋滞緩和及び駅まちデザイン基本構想策定に必要な交通状況の把握に必要な調査を実施する。</p> <p>3-4-2.作業計画</p> |

| | |
|--------------------------|--|
| | <p>(1)交通量調査等の実施にあたり、調査範囲、箇所数、実施内容、手法、体制、安全管理、緊急連絡体制等を記載した作業計画を作成し、発注者が関係機関と協議する際必要となる書類確認のうえ、提出するものとする。</p> <p>(2)受注者は、道路使用許可、道路占用許可等の交通量調査に必要な諸手続きを確実に実施するものとする。</p> |
| <p>第3-5条 (交通量予測)</p> | <p>3-4-3.業務内容 内容については共通仕様書等に基づき施工すること。調査箇所については3箇所程度を想定しているが、内容や箇所数については交通センサ等の既存データやAI等を活用するなど、郡山駅西口ロータリーの渋滞緩和、駅まちデザイン基本構想策定に有効な観測箇所における調査業務を提案すること。</p> <p>3-5.交通量予測</p> <p>3-5-1.要旨 交通量調査結果から郡山駅西口ロータリーの渋滞緩和及び駅まちデザイン基本構想策定に必要となる交通状況の把握により、自動車、歩行者、自転車等多様な移動手段に対し交通量の推計することを目的とする。</p> <p>3-5-2.作業計画 受注者は、発注者と協議を行ったうえで、交通量予測に係る業務内容を十分に把握し、実施方針、工程表、作業体制等を検討し、業務計画書としてとりまとめ、提出する。</p> <p>3-5-3.業務内容 内容については共通仕様書等に基づき施工すること。交通量調査結果と交通量予測の結果を、交通センサ等の既存データやAI等を活用して郡山駅西口ロータリーの渋滞緩和、駅まちデザイン基本構想策定に反映し、業務を提案すること。</p> |
| <p>第3-6条 (社会実験)</p> | <p>3-6.社会実験</p> <p>3-6-1.要旨 駅前広場の一般車乗降場所への駐車を分散させるための対策について、社会実験を実施することでその対策効果や新たに発生する課題の有無を検証する。</p> <p>3-6-2.実験計画 実験の主旨を理解したうえで、安全・効率的に実験を実施し、対策案の効果検証につながるよう実験計画を立案する。なお、実施にあたっては関係機関との調整のうえで行うものとする。少なくとも3案以上の提案すること。実験内容は技術提案</p> |

によるものとするが、市で想定していた社会実験案については次の3案であり、参考とすること。

【社会実験案①】 西口ロータリー内一般車両駐車場確保案

**【郡山西口ロータリー内】
駐車スペース確保**



【概要】

○タクシープールの一部を一般車両の待機場所に変更し乗降場が混雑して利用できない車を誘導する。

【調査項目】

○利用台数・待機時間・周辺道路への混雑状況

【社会実験案②】 郡山駅西口駐車場利用案



**【郡山駅西口駐車場内】
無料待機所確保**

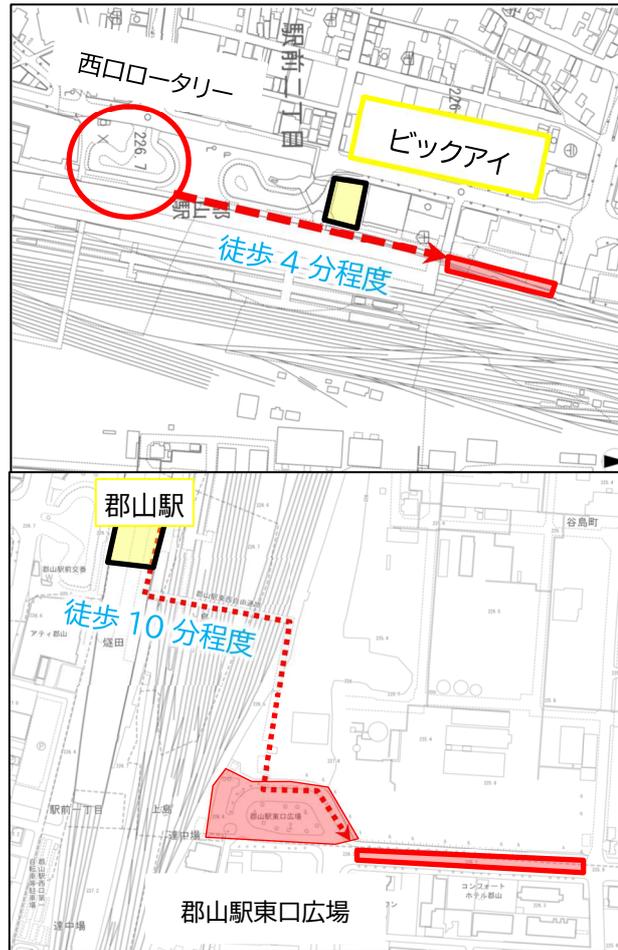
【概要】

○西口ロータリーが混雑して利用できない車両、乗降待ち車両について郡山駅西口駐車場に誘導する。(利用料金について無料時間を設定する。)

【調査項目】

○利用台数・待機時間・周辺道路への影響等

【社会実験案③】(代替乗降場)例:ビックアイ脇市道部路肩・郡山駅東口広場市道の乗降場確保案



【概要】

○西口ロータリーが混雑して利用できない車両、乗降待ち車両についてビックアイ脇の市道部路肩又は郡山駅東口広場市道(市道赤沼方八町線)部路肩、に誘導し、一般車両乗降場を確保する。(警察と協議必要)

【調査項目】

○ビックアイ脇(徒歩4分)、郡山駅東口広場脇市道(徒歩10分)歩行時間による利用頻度の違い等調査
○利用台数・待機時間・周辺道路への影響等

3-6-3.実験実施

社会実験に必要な措置および調査を実施するものとする。なお、安全対策・広報等社会実験で必要となる項目は業務内で実施するものとする。

3-6-4.調査

社会実験の効果検証のための調査を実施する。

3-6-5.分析

社会実験の調査結果を分析し、社会実験の効果を整理したうえで、交通対策の効果を分析する。

第4章 打合せ
(打合せ)
第 4-1 条

業務の節目の各段階において、監督員と協議のうえ打合せを実施するものとする。

回数は 9 回を想定するが、内容や回数については技術提案によるものとする。
なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、打合せの都度、内容について監督員と相互に確認するものとする

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p>る。業務期間中に開催を予定している「郡山総合都市交通戦略協議会」「郡山市交通対策協議会総会」等の関係機関との意見交換の会議に必要となるデータ等について提供すること。</p> |
| <p>第5章 成果品 (成果品) 第 5-1 条</p> | <p>共通仕様書等に基づき、成果物を作成し、次のものを提出しなければならない。 業務報告書(A4 ファイル綴じ)1 部</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)業務概要 (2)駅まちデザイン基本構想策定業務報告書 (3)駅前広場基本設計報告書 (4)平面交差点予備設計報告書 (5)交通量調査報告書 (6)交通量予測報告書 (7)社会実験報告書 (8)上記電子データ(CD-R 等) 1 枚 |
| <p>(成果品等の帰属) 第 5-2 条</p> | <p>本業務の成果品が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利のうち受注者に帰属するもの(著作権法第 2 章第 3 節第 2 款に規定する著作者人格権を除く)を当該成果物の納品時に発注者にすべて引き渡すものとし、発注者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。</p> |
| <p>第6章 その他 (提出書類) 第6-1 条</p> | <p>受注者は、本業務の着手に先立って次の書類を提出し、発注者の承認を得るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 ・着手届 ・工程表 ・管理技術者届 ・照査技術者届 ・担当技術者届 ・業務実績を証明する書類(契約書の写し等) ・各配置技術者の資格証の写し ・その他発注者が指示する書類 |
| <p>(個人情報) 第6-2 条</p> | <p>受注者は、業務上必要となる個人情報の取り扱いについて郡山市個人情報保護条例の遵守に加え、前条にあげたプライバシーマーク制度並びに情報セキュリティマネジメントシステムに従い適切に取り扱わなければならない。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(貸与品) 第6-3条</p> | <p>(1)発注者は、所管する資料を受注者に無償で貸与するほか、発注者以外の第三者が所管する資料についても出来る限り無償で貸与されるように協力する。</p> <p>(2)受注者は、発注者又は第三者から資料を借用する際に借用書を提出し、資料の破損、汚損、紛失のないように十分な注意を払って取り扱う。また、本業務終了までに速やかに返却する。</p> |
| <p>(完了検査) 第6-4条</p> | <p>受注者は、本業務の完了後、次の書類等を提出して発注者の完了検査を受けるものとする。また、発注者が成果品の修正が必要と認めたときは、受注者は速やかに修正し、これにかかる費用は受注者の負担とする。</p> <p>(1)業務完了届 (2)成果品目録 (3)その他発注者が必要と認める書類</p> |
| <p>(整備スケジュール) 第6-5条</p> | <p>整備スケジュール(予定)については次のとおり。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">2025(R7)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅まちデザイン基本構想 ・西口ロータリー基本設計 ・社会実験 ・交通量調査 ・交通量予測 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">2026(R8)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅まちデザイン基本計画策定 ・西口ロータリー実施設計 ・補足交通量調査 </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;">2027(R9)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(対策施設)個別計画策定 ・西口ロータリー改修工事 </div> </div> |
| <p>第7章 定めなき事項 (双方協議) 第7-1条</p> | <p>本仕様書に定めのないものについては双方協議の上決定する。</p> |